

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目 登記簿面積 m ²	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
1	農事組合法人 やまのうえ (B, C)	八頭町花原字越舞 244	畑 3,566.00 1 件 計 3,566.00	賃借権 普通畑	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	2,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
2	大村 祥一郎	八頭町富枝字上大河原 629	田 1,434.00 (内 1,200.00) 1 件 計 1,434.00 (内 1,200.00)	賃借権 水田	10年 0か月 令和02年04月01日 令和12年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
3	大村 祥一郎	八頭町富枝字隈田 659	田 952.00 1 件 計 952.00	賃借権 水田	1年 1か月 令和02年04月01日 令和03年04月30日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
4	奥田 正廣	八頭町池田字中郡家 872 八頭町池田字中郡家 873 八頭町池田字樋詰下分 836 八頭町池田字樋詰下分 837	田 2,938.00 田 2,965.00 田 1,000.00 田 1,305.00 4 件 計 8,208.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	3,866 3,871 3,880 3,923	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
5	井上 修	八頭町別府字後井手 231 八頭町別府字後井手 232 八頭町別府字後井手 233	田 1,724.00 田 738.00 田 913.00 3 件 計 3,375.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	4,756 4,471 4,983	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—

6	石破 光春	八頭町大門字後山 906	田	693.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	5,194	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町大門字後山 907	田	276.00	賃借権 水田		5,217		
				2 件 計 969.00					
7	西川 義信	八頭町篠波字保木 317	田	2,822.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	4,836	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
				1 件 計 2,822.00					
8	有限会社 こおげ農業開発センター (B, C)	八頭町井古字中河原 108-1	田	1,749.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	2,298	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町稲荷字小縄手 185-8	田	66.00	賃借権 水田		727		
		八頭町稲荷字小縄手 185-9	田	923.00	賃借権 水田		797		
		八頭町延命寺字小泓 214-1	田	2,882.00	賃借権 水田		4,840		
		八頭町延命寺字大ヒヤリ 204-1	田	2,789.00	賃借権 水田		4,822		
		八頭町延命寺字大橋 168-1	田	912.00	賃借権 水田		910		
		八頭町延命寺字薬師ノ元 82-1	田	2,834.00	賃借権 水田		4,834		
		八頭町上峰寺字向イ田 59	田	2,310.00	賃借権 水田		4,870		
		八頭町上峰寺字諸木 133	田	3,024.00	賃借権 水田		4,828		
		八頭町西御門字越前 364-1	田	3,323.00	賃借権 水田		4,814		
		八頭町大坪字向イ田 425-1	田	2,092.00	賃借権 水田		4,780		
		八頭町大坪字向イ田 427-1	田	1,415.00	賃借権 水田		2,374		
		八頭町大坪字上小路 87-1	田	2,475.00	賃借権 水田		4,909		
		八頭町大坪字上小路 89	田	1,764.00	賃借権 水田		4,988		
		八頭町大坪字上小路 93	田	1,819.00	賃借権 水田		4,727		
		八頭町大坪字上小路 94-1	田	2,977.00	賃借権 水田		4,837		
		八頭町大坪字上小路 95-1	田	2,172.00	賃借権 水田		4,765		
		八頭町大坪字上小路 95-4	田	800.00	賃借権 水田		5,000		

		八頭町大門字株木 481	田	2,061.00	賃借権 水田	4,827	
		八頭町池田字樋詰下分 815	田	787.00	賃借権 水田	4,955	
		八頭町池田字樋詰下分 816	田	2,586.00	賃借権 水田	4,735	
				(内 1,816.00)			
		八頭町池田字樋詰下分 819	田	1,607.00	賃借権 水田	4,698	
		八頭町池田字梨子ヶ坪 750	田	1,200.00	賃借権 水田	2,750	
		八頭町池田字梨子ヶ坪 751	田	2,015.00	賃借権 水田	4,764	
		八頭町別府字垣添 75-1	田	1,571.00	賃借権 水田	2,998	
		八頭町別府字保木前 71-1	田	3,261.00	賃借権 水田	970	
				26 件 計 51,414.00 (内 50,644.00)			
9	有限会社 田中農場 (B, C)	八頭町山田字岡ノ前 80	田	3,022.00	賃借権 水田	4,831	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		八頭町山田字岡ノ前 81	田	2,892.00	賃借権 水田	4,823	
		八頭町山田字沖代 92-1	田	3,192.00	賃借権 水田	4,981	
		八頭町大坪字今宮 157	田	718.00	賃借権 水田	4,944	
		八頭町大坪字今宮 158-1	田	1,800.00	賃借権 水田	4,888	
		八頭町大坪字長田 170-2	田	1,474.00	賃借権 水田	4,986	
		八頭町大坪字長田 170-3	田	1,000.00	賃借権 水田	4,500	
		八頭町大坪字の場 141	田	2,958.00	賃借権 水田	4,834	
		八頭町大坪字の場 142	田	2,903.00	賃借権 水田	4,839	
		八頭町土師百井字河原田 550	田	1,900.00	賃借権 水田	3,915	
		八頭町土師百井字河原田 551	田	985.00	賃借権 水田	3,898	
		八頭町門尾字橋詰上分 353-1	田	2,786.00	賃借権 水田	4,899	
		八頭町門尾字上河原 98	田	2,706.00	賃借権 水田	4,822	
				13 件 計 28,336.00			
					3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日		

10	有限会社 こおげ農業開発センター (B, C)	八頭町井古字大刈田 14-1	田	2,970.00	賃借権 水田	1年 10か月 令和02年04月01日 令和04年01月31日	4,831	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町井古字大刈田 14-2	田	2,074.00	賃借権 水田		4,990		
		八頭町花字中嶋 610-3	田	1,721.00	賃借権 水田		4,793		
		八頭町市谷字岸ノ下 161	田	2,970.00	賃借権 水田		4,831		
		八頭町大坪字福市 267-2	田	246.00	賃借権 水田		780		
		八頭町大坪字福市 267-3	田	166.00	賃借権 水田		530		
		八頭町大門字向高藤 888	田	976.00	賃借権 水田		952		
		八頭町池田字梨子ヶ坪 747	田	3,002.00	賃借権 水田		4,830		
		八頭町池田字梨子ヶ坪 748	田	2,961.00	賃借権 水田		4,993		
		八頭町別府字休ノ本 142-1	田	1,000.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町別府字休ノ本 142-2	田	721.00	賃借権 水田		4,368		
		八頭町別府字休ノ本 143	田	3,373.00	賃借権 水田		4,862		
				12 件 計 22,180.00					
11	有限会社 田中農場 (B, C)	八頭町奥谷字落コ溝 273	田	2,118.00	賃借権 水田	1年 10か月 令和02年04月01日 令和04年01月31日	4,768	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		1 件 計 2,118.00							
12	今島 翼	八頭町土師百井字前河原 86-1	田	931.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	6,874	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町土師百井字前河原 86-2	田	1,208.00	賃借権 水田		4,966		
		八頭町土師百井字前河原 86-3	田	712.00	賃借権 水田		5,056		
		八頭町土師百井字前河原 87	田	554.00	賃借権 水田		8,000		
		八頭町土師百井字藤ノ木 752	田	2,502.00	賃借権 水田		7,993		
		5 件 計 5,907.00							

13	三木 昭範	八頭町土師百井字倉ノ内 528 八頭町土師百井字倉ノ内 529	田 268.00 田 1,000.00 2 件 計 1,268.00	賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	7,761 8,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
14	岡嶋 かず江	八頭町篠波字向河原 233-2	田 1,428.00 1 件 計 1,428.00	使用貸借 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	0	—	—
15	大村 祥一朗	八頭町志谷字六郎免 967 八頭町富枝字隈田 656-1 八頭町富枝字隈田 656-2 八頭町富枝字土居内 649	田 1,410.00 田 1,459.00 田 510.00 田 1,645.00 4 件 計 5,024.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 令和02年04月01日 令和12年03月31日	玄米90kg/4筆	物納	—
16	岡嶋 かず江	八頭町篠波字中實河原 181	田 1,826.00 1 件 計 1,826.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	4,737	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
17	川瀬 嘉寛	八頭町下峰寺字四十矢倉 65 八頭町下峰寺字寺田 26 八頭町下峰寺字深田 57-4 八頭町下峰寺字深田 58 八頭町下峰寺字津具田 13 八頭町大坪字蓮田 209 八頭町大坪字蓮田 211 八頭町大坪字蓮田 213-1	田 2,925.00 田 3,284.00 田 1,609.00 田 3,063.00 田 2,613.00 田 3,305.00 田 720.00 田 2,196.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 1,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

		八頭町大坪字蓮田 213-2 八頭町大坪字蓮田 214	田 802.00 田 3,000.00 10 件 計 23,517.00	賃借権 水田 賃借権 水田		5,000 5,000		
18	細田 榮	八頭町大門字梁ヶ坪 548-1	田 1,110.00 1 件 計 1,110.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
19	森本 浩	八頭町上津黒字三山口 652 八頭町上津黒字三山口 657 八頭町上津黒字三山口 658 八頭町上津黒字三山口 659	田 1,671.00 田 1,390.00 田 1,399.00 田 1,460.00 4 件 計 5,920.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	0 0 0 0	—	—
20	今嶋 明吉	八頭町福本字前田中分 242-10	田 1,401.00 1 件 計 1,401.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	2,847	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
21	今嶋 喜己	八頭町福本字前田上分 263-1 八頭町福本字前田上分 264	田 982.00 田 829.00 2 件 計 1,811.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	2,993 2,858	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
22	有限会社 こおげ農業開発センター (B, C)	八頭町西御門字佐伊ノ木 333-2 八頭町西御門字道垣 73	田 1,760.00 田 1,004.00 2 件 計 2,764.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	3,909 796	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

23 川瀬 嘉寛	八頭町下峰寺字寺田 34-2	田	744.00	使用貸借 水田	10年 0か月 令和02年04月01日 令和12年03月31日	0		
	八頭町下峰寺字寺田 35	田	2,969.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字寺田 36	田	3,032.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字寺田 40	田	3,023.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字深田 50-1	田	3,103.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字深田 50-2	田	2,999.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字津具田 11	田	2,968.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字津具田 14	田	2,977.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町下峰寺字津具田 15	田	3,029.00	使用貸借 水田		0		
				9 件 計 24,844.00				
24 川瀬 嘉寛	八頭町下峰寺字寺田 37	畑	2,934.00	使用貸借 普通畑	19年 11か月 令和02年04月01日 令和22年02月29日	0		
			1 件 計 2,934.00					
25 安部 公吉	八頭町下津黒字上安戸 419	田	1,376.00	使用貸借 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	0		
	八頭町上津黒字休場 507	田	968.00	使用貸借 水田		0		
	八頭町上津黒字休場 509	田	913.00	使用貸借 水田		0		
			3 件 計 3,257.00					
26 安部 公吉	八頭町市場字河原宮田 109	田	2,429.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	6,714	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	
	八頭町市場字大田 25	田	1,391.00	賃借権 水田		6,642		
	八頭町篠波字落町 202	田	2,239.00	賃借権 水田		4,912		
	八頭町上津黒字中瀬 627	田	1,270.00	賃借権 水田		1,275		
	八頭町上津黒字中瀬 628	田	1,170.00	賃借権 水田		1,294		
	八頭町上津黒字中瀬 629	田	1,127.00	賃借権 水田		1,224		

		八頭町別府字妙見谷 703	田	1,929.00	賃借権 水田		3,297		
		八頭町別府字妙見谷 704	田	1,838.00	賃借権 水田		3,482		
		八頭町別府字妙見谷 705	田	1,679.00	賃借権 水田		3,178		
		八頭町別府字妙見谷 706	田	2,342.00	賃借権 水田		3,586		
				10 件 計 17,414.00					
27	安部 公吉	八頭町市場字下古市場 288-1 八頭町市場字下古市場 288-2	田 田	1,502.00 213.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和02年04月01日 令和07年03月31日	玄米90kg/2筆	物納	—
				2 件 計 1,715.00					
28	有限会社 こおげ農業開発センター (B, C)	八頭町西御門字道垣 70-1	田	1,141.00 (内 780.00)	賃借権 水田	2年 11か月 令和02年05月01日 令和05年03月31日	1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 1,141.00 (内 780.00)					
29	有限会社 こおげ農業開発センター (B, C)	八頭町延命寺字井手口 49 八頭町延命寺字休ノ前 35-1	田 田	1,980.00 2,412.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 1か月 令和02年04月01日 令和04年04月30日	5,000 4,995	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				2 件 計 4,392.00					
30	城口 幸男	八頭町下峰寺字四十矢倉 67	田	1,518.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和02年04月01日 令和05年03月31日	2,806	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 1,518.00					

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件
各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (2) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (3) 借賃の改訂
この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 転貸又は譲渡
乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (5) 遅延損害金
ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- (6) 修繕及び改良
ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (7) 租税公課の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。
- (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
- (9) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。
- (12) 機構関連事業について
甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (13) その他
この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。